高 圧 ガ ス 保 宏 協 슺

広島県液化石油ガス教育事務所

Tel: (082) 275-1804

液化石油ガス設備士第3講習開催通知

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律・法第38条の4第2項第2号の規定により、 別紙(裏面)に記載している資格を所持している者を対象に、液化石油ガス設備士資格取得の標記講習を実施しますので、 希望者は受講してください。

記

1.講習及び筆記試験の日時、場所

講習日時 7 月 20 日 (月) 9 時~ 17 時 40 分 月 21 日 (火) 時~ 17 時 分 9 40 月 22 日 (水) 分 時~ 15 時 10

分(集合時間:8時40分) 筆記試験 7 月 31 日(金) 9 時~ 11 時 50

場 所 広島県LPガス会館 3階 講堂 Adr:広島市西区己斐本町三丁目8-5 Tel:(082)275-1804 定 〔会館1Fの駐車場は使用できませんのでご注意ください〕 員 60 名

2.申认方法

所定の申込書に必要事項を記入し、写真(縦横2.5cm)を貼付の上、受講料(振込・現金書留・持込等。但し いずれの場合も受付は申込み期間内とする。)を添えて申込みください。

3.受講票発送日

申込書・受講料の2点の確認ができた方から順に、随時受付・発送いたします。

4.申込先、振込先、お問合せ先

広島市西区己斐本町三丁目8-5 広島県LPガス会館内 広島県液化石油ガス教育事務所 〒733-0812 広島銀行 己斐(コイ)支店 (普通) No.1284546 広島県液化石油ガス教育事務所 振 込 先 お問合せ先 Tel:(082)275-1804

5.申込期間(消印有効)

6 月 15 日 (月) ~ 7 月 3 日(金)

6.受講受検料(非課税)

13,400円(申込期間外の返金対応は致しかねます。)

7.書籍(10%税込価格にて表記)

重量 価格 改訂時期 630g 3,670円 令和2年1月改訂 ①液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規集 (第35次改訂版) ②液化石油ガス設備施工マニュアル (第4次改訂版) 680g 3,450円 平成27年2月改訂 【参考図書】液化石油ガス設備士試験問題と解説 (2020年度版) 490g 2,290円 令和2年4月改訂

- ※書籍の事前送付を希望される方は、別途送料(金額は申込用紙に記載)を、書籍代と合わせてお 支払いください。講習日当日の書籍受け渡しも可能です。なお、講習日当日も会場にて販売します。 ただし、当日販売は数に限りがあり欠品する場合がございますので、事前購入にご協力ください。
- 8.技能試験(詳細は筆記試験合格者に改めて通知いたします)

時 (午前の部:9時集合、11時30分終了)(午後の部:13時集合、15時30分終了) 日 9 月 27 日(日) 場 広島県LPガス会館 技能試験受験料(材料費含む)16,200円

備 受験者数が多い場合、午後の部を開催します。詳細は筆記試験合否通知と併せて通知します。

(お願い)

- ・筆記試験には、鉛筆・シャープペンシル等筆記用具(サインペン・ボールペン不可)・消しゴム・ 電卓(四則演算のみができるものに限る)が必要です。必ず持参してください。 (当日の貸し出しは行いません)
- ・講習当日の開場時間は8時となっております。また講習会場近辺は交通量が多く、道路も狭いため、開場前に講習 会場近辺での路上駐車はご遠慮ください。
- ・講習会等の申込みにおける新型コロナウイルス感染防止措置として、広島県からの要請により、県外からの申込みを お断りする場合がございますので、ご了解願います。

高圧ガス保安協会

広島県液化石油ガス教育事務所

Tel: (082) 275-1804

液化石油ガス設備士第3講習 受講資格

- ① 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条第1項の規定に基づき行われる技術検定であって その種目が管工事施工管理であるものに合格した者
- 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条第1項の準則訓練たる普通職業訓練であって ② その訓練科が設備施工系配管科若しくは配管科又は高度職業訓練であってその訓練科が 居住システム系建築設備科であるものを修了した者
- 職業能力開発促進法第28条第1項の規定に基づく職業訓練指導員免許であってその職種が配管科であるもの(職業訓練法の一部を改正する法律(昭和60年法律第56号)による改正前の職業訓練法(以下「旧法」という。)第28条第1項の規定に基づく職業訓練指導員免許であってその職種が配管科であるものを含む。)を受けている者
- 職業能力開発促進法第62条第1項の規定に基づく技能検定であってその職種が配管であるもの(旧法 ④ 第62条第1項の規定に基づく技能検定であってその職種が配管であるものを含む。)に合格した者 (当該技能検定の実技試験の科目として建築配管作業を選択したものに限る。)

